

エコ・パワー株式会社に係る会津若松ウィンドファーム(仮称)事業
環境影響評価方法書に対する知事意見について

1 総括的事項について

- (1) 環境影響評価を行う過程において、項目、手法等の選定に係る事項に新たな事情が生じたときは、必要に応じ、選定した項目、手法等を見直すとともに、追加的に調査、予測及び評価を行うなど適切に対応すること。
- (2) 環境影響の予測にあたっては、できる限り定量的な手法を用いること。
- (3) 動植物への影響や低周波音等について十分な調査を行い、周辺地域の豊かな自然環境への影響を極力少なくし、自然的、歴史的、社会的景観特性と調和した事業とすること。
- (4) 的確な環境保全対策を行うためには事業特性の把握が重要であることから、事業予定区域及び送電設備用地の改変部分並びにコンクリート基礎、風車本体、道路等の位置、構造、仕様等を準備書に詳細に記載すること。
- (5) 資機材等運搬のため、道路の拡幅、樹木の伐採等を行う場合には、改変の内容を準備書に詳細に記載すること。
この場合、動植物への影響や、搬入道路が急傾斜地であることによる小規模な崖崩れ、土砂流出が懸念されるため、評価対象とすること。

2 環境影響評価項目について

- (1) 低周波音について、周辺の住宅、学校、レクリエーション施設等の人々が継続的に使用している場所を評価地点として選定し、評価対象とすること。
- (2) 電波障害について、大規模な工作物が林立することによる周辺地域への影響が懸念されることから、評価対象とすること。
- (3) 人と自然の触れ合い活動の場について、大規模な工作物が林立する事業であることから、事業予定区域の近くに位置する背あぶり山公園を評価対象とすること。
- (4) 事後調査の評価項目については、事業の実施による環境への負荷をできる限り回避・低減するという環境影響評価の基本的な考え方に立脚し、次のような観点から選定すること。
 - ア 予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合
 - イ 効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合

ウ 工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合等

特に、バードストライク（コウモリ類を含む）低周波音、騒音については、これらの項目に該当する可能性があることから実施を検討すること。

(5) 環境影響評価の項目は、事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ選定すること。なお、県環境影響評価技術指針の風力発電所設置事業の項目のうち、選定しない項目については、環境影響が無いこと又は環境影響の程度が極めて小さいことを客観的かつ科学的に検討し、その根拠を数値等により具体的に示すこと。

3 調査、予測及び評価の手法について

(1) 騒音の予測・評価にあたっては、事業予定区域の風況、周辺の地形の状況等を踏まえて検討すること。

特に、事業区域内については、調査等地点の設定の基本的な考えを整理した上で実施すること。また、資機材等運搬経路の選定にあたっては、道路沿道の環境基準適合等状況に配慮すること。

(2) 低周波音の予測・評価にあたっては、自社の類似機種での調査結果、国の検討状況等最新の知見を踏まえ、最善の回避・低減等対策を検討し、その結果は検討経過も含めて準備書に記載すること。

(3) 水質調査の実施にあたっては、水の濁りに加え、コンクリート基礎、風車本体、道路等の工作物の設置による影響を的確に把握できる項目を追加すること。

また、変電設備を猪苗代湖に近接して設置することから、水質汚濁防止のための調査地点を追加すること。

(4) 事業予定区域の下流側に漁業権が設定されている河川・湖があることから、コンクリート基礎、風車本体、道路、電柱、送電線の地中埋設等の工事における濁水防止対策を具体的に検討し、結果を準備書に詳細に記載すること。

(5) 事業予定区域の近傍にある簡易水道事業への影響が懸念されることから、工事前、工事中及び施設の稼働中における水源水質の測定を行うこと。

(6) バードストライク（コウモリ類を含む）の回避・低減等対策については、事業予定区域及び周辺での生息・飛翔等状況の調査結果、自社の類似機種での調査結果、過去の衝突等事例、国の検討状況等最新の知見を踏まえ最善の回避・低減等対策を検討し、その結果は検討経過も含めて準備書に記載すること。

(7) 疎開地を好む希少猛禽類が事業場に近づくことを防ぐため、既存の国有林林

道を使用する等して、事業場内の新たな疎開地の創出を極力少なくすること。

(8) 渡り鳥の調査にあたっては、他の地域でのデータと比較できる方法を採用し、結果を比較分析すること。また、実態を適切に把握出来る時期、回数等を選定すること。

(9) 夜行性飛翔動物（鳥類、コウモリ類等）の調査は、可能な限り最新の知見に基づいて行うこと。

特に、コウモリ類の調査にあたっては、夕刻の目視調査、既存資料による周辺地域のコロニー調査を追加するとともに、生息状況を的確に把握できる調査頻度を選定すること。

(10) 本事業の計画地は、吉ヶ平ダム鳥獣保護区、猪苗代鳥獣保護区、飯盛山鳥獣保護区特別保護地区、環境省が設置するモニタリングサイト1000、さらには、コハクチョウの渡来地の猪苗代湖に隣接して囲まれており、動物、植物、昆虫等にとって重要な地域となっている。

これらの調査にあたっては、十分な頻度と密度で行い、それぞれの種への影響が最大となる時期の予測、評価を基本とすること。

また、事業予定区域及び周辺での猛禽類等の鳥類、ニホンカモシカ、ニホンモモンガ等の哺乳類、希少な植物類の生息、生育等情報に留意すること。

(11) 事業予定区域は、森林の連続性の確保と森林生態系の一層の保護・保全を図り、生物多様性の維持・向上を図ることを目的として林野庁が設定した「会津山地緑の回廊」に囲まれ隣接して位置している。

このため、これらの緑の回廊の設置目的の達成に可能な限り配慮するとともに、その結果は検討経過も含めて準備書に記載すること。

(12) 植生の変化に伴う生態系への影響については、昆虫相の変化を含めた調査、予測、評価を行うこと。

(13) 本事業を背あぶり山公園及び周辺の散策路と一体化した観光資源と捉えるのであれば、その計画案を示すとともに、整備後のイメージも景観の検討に加えること。

(14) 事業予定区域は、背あぶり高原の山頂付近に位置しており、立地市以外でも景観に関する環境影響を受けることが懸念されるため、次の点に留意すること。

ア 風車を視認出来る場所を予測し、地図上で明らかにするとともに、必要に応じて立地市以外の自治体を関係市町村として選定すること。

イ 磐梯朝日国立公園や県景観条例に基づく磐梯山・猪苗代湖周辺景観形成重点地域内には、多くの重要な視点場があることから、これらの地域内に適切

な眺望点を設置すること。

- (15) 必要に応じて、本事業のエネルギー効果等の住民等への適切な説明、来訪者への休憩・上下水道施設の整備等に配慮すること。